

手術の施設基準に係る掲示事項

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術

当院において令和6年1月～令和6年12月までに実施された、標記施設基準に該当する手術件数は下記のとおりです。

・区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	1
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術 手術の件数

胸腔鏡下交感神経節切除術等	0
---------------	---

・その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

西部島根医療福祉センター